

工 事 番 号 令8現単防工第12号

工 事 名 Jアラートアンテナ設備設置工事

特 記 仕 様 書

【 適 用 範 囲 】

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとし、仕様書については、本「特記仕様書」を適用するものとする。

【 工 事 目 的 】

本工事は、消防庁の指導に基づき、現在他のシステムと共用している衛星アンテナから分離し、Jアラート専用の衛星アンテナ（融雪仕様）を設置することで、有事の際の緊急情報伝達体制の独立性と安定性を確保することを目的とする。

特記仕様書一覧

本工事に使用する特記仕様書は以下のとおりとする。(該当する場合は■とする)

- 1 建設工事請負基準約款関係
- 2 標準仕様書
- 3 施工条件総括表
- ☐ 4 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書
- ☐ 5 建設副産物に関する特記仕様書
- ☐ 6 再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーランに関する取扱基準(土木)
- ☐ 7 材料指定、排出ガス対策型建設機械、アスベスト含有建設資材関係に関する特記仕様書
- ☐ 8 工事実績情報システム(コリンズ)の登録に関する特記仕様書
- 9 安全・訓練等の実施に関する特記仕様書
- 10 建設業退職金共済制度に関する特記仕様書
- ☐ 11 有価物(金属くず)に関する特記仕様書
- ☐ 12 魚沼市が発注する土木工事等における週休2日取得工事特記仕様書【営繕工事】
- ☐ 13 魚沼市「熱中症対策に資する現場管理費補正」試行特記仕様書
- ☐ 14 参考資料
- ☐ 15 概算数量発注に関する特記仕様書
- 16 その他 工事独自の特記仕様書
 - 別添、図面特記仕様書
- ☐ 17 特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する特記仕様書
- ☐ 18 建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書(希望型)

1.建設工事請負基準約款関係

(該当する場合は■とする)

☒ 建設工事	建設工事請負基準約款(以下「約款」という。)第1条第3項による。 ・仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、約款及び設計図書に別段の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。 ・施工条件総括表、図面、仕様書、設計図書内容質問及び回答書で特別に定める場合を除く。
☒ 社会保険等加入義務	約款第8条の2による。 受注者は「社会保険等未加入建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)」を下請負人としてはならない。
☐ 特許権等の使用	本工事における約款第9条の特許権、その他の第三者の権利の対象となっている施工方法の指示は、以下のとおりである。 ・特許権の内容： ・特許権の所有
☒ 履行報告	本工事において約款第12条により、履行状況報告を契約工期のほぼ中間で行うものとする。また、監督員が指示した場合は指示した時期に報告する。
☒ 工事材料の検査	本工事において約款第14条第2項の規定による検査。
☒ 監督員の立会	本工事において約款第15条による立会が必要とされるものは、以下のとおりである。 ・2.標準仕様書による。
☐ 支給材料及び貸与品	本工事において約款第16条に定めるものは、以下のとおりである。 ・支給材料： 数量： ・貸与品： 数量： 貸与期間：
☒ 条件変更等	本工事の約款第19条に従い、同条(1)～(5)の内容について照査・精査を行い、監督員に報告すること。その結果に伴い設計変更が生じる場合は、理由・経緯等を整理し監督員と協議すること。
☐ 部分使用	本工事の約款第34条の引渡前において部分使用を求める部分は、以下のとおり ・部分引渡使用の協議箇所： ・使用協議内容： ・使用予定時期：
☐ 部分引渡	本工事において、約款第39条の工事の完成に先立って引き渡しを受けるべきことを指定する部分は以下のとおりである。 ・部分引渡を求める部分：別紙図面に示した部分 ・部分引渡予定時期： までとする。 ・部分引渡の金額：協議の上決定する。 ・部分引渡の検査：魚沼市建設工事検査要綱にによる。
☒ 火災保険等(工事保険)	本工事は、約款第55条の定めによる「火災保険等(工事保険)」に付すべき工事である。 (付保条件) 対象金額：火災保険等の対象金額が請負金額以上。 加入期間：契約の日から竣工予定日より14日以上。
☒ 火災保険等(法定外の労災保険)	本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)による「法定外の労災保険」に付すべき工事である。 (付保条件) 加入期間：契約の日から竣工予定日。 ※保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問いません。

2.標準仕様書

(該当する場合は■とする)

☐ 土木工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び「新潟県土木工事標準仕様書」を適用するものとする。

☐ 新築建築工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。

☐ 改修建築工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。

☒ 新築電気設備工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「電気通信設備工事共通仕様書」・「電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)」を適用するものとする。

☐ 改修電気設備工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。

☐ 新築機械設備工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。

☐ 改修機械設備工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。

☐ 解体工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書 同解説」を適用するものとする。

3.施工条件総括表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。
なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件
Ⅰ 工 程 関 係	①. 関連する別途工事あり ・ 工 事 名 : Jアラート受信設備更新工事(同報系、エフエム) ・ 予 定 期 間 : ～令和8年12月25日まで
	2. 施工時期、時間、方法の制限あり ・ 時 期 : ・ 時 間 : ・ 方 法 :
	③. 関係機関協議による工程条件あり ・ 協 議 内 容 : アンテナ工事完了後、受信機を設置し受信確認を行います。 ・ 完了予定時期 : 工期は令和8年11月30日までですが、できる限り早期完了をお願いしたい。
	4. その他
Ⅱ 用 地 関 係	1. 工事用地等の未処理部分あり ・ 処理見込時期 : ・ 区 間 :
	2. 仮設ヤードの指定あり ・ 場 所 : ・ 期 間 :
	3. その他
Ⅲ 公 害 対 策 関 係	1. 公害防止の制限あり (☐ 騒音・振動、 ☐ 排出ガス、 ☐ 粉じん、 ☐ 水質等) ・ 施 工 方 法 : ・ 作 業 時 間 :
	2. 家屋等の調査の必要性あり ・ 方 法 : ・ 範 囲 :
	3. その他
Ⅳ 安 全 対 策 関 係	1. 交通安全施設等の指定あり ・ 交通誘導警備員 : (勤務実績提出の必要あり) ・ その他施設等 :
	2. 近接作業制限あり (☐ 鉄道、 ☐ ガス、 ☐ 水道、 ☐ 電気、 ☐ 電話等、) ・ 内 容 : ・ 工 法 制 限 : ・ 作業時間制限 :

明 示 項 目	施 工 条 件
Ⅳ 安 全 対 策 関 係	3. 発破作業あり ・ 保安設備及び保安要員 : ・ 防 護 工 : ・ 作業時間制限 :
	4. 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等) ・ 内 容 :
	⑤. その他 ・建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省 告示第496号 令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めること。 ・交通規制については、警察等関係機関との協議を行うこと。 ・交通誘導警備員については、警察等関係機関及び地域との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は監督員と協議すること。 ・自家警備を使用する際は事前に監督員と協議し、新潟県からの通知文(令和2年12月16日 技第742号の3)に従うこと。なお、使用する際は安全教育等を徹底し事故防止に努めること。 ・関係機関への周知・協議を行うこと。(消防署、ゴミ収集関係、通学路関係、公共交通関係 等)
Ⅴ 工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路としての制限あり ・ 搬 入 経 路 : ・ 期 間 : ・ 使用後の措置 :
	2. 一般道路の占用 ・ 期 間 : ・ 規 制 条 件 : ・ 時 間 制 限 :
	3. 仮設道路措置 ・ 工法指定の有無 : ・ 用 地 関 係 : ・ 安 全 施 設 : ・ 工事完了後の「存置」または「撤去」:
	4. その他
Ⅵ 仮 設 備 関 係	1. 仮設備の指定あり
	2. 仮設備の条件指定あり
	3. 仮設備の転用、兼用あり ・ 工 種 : ・ 内 容 :
	4. イメージアップあり ・ 内 容 :
	5. その他

明 示 項 目	施 工 条 件
VII 残土・産業廃棄物関係	別紙「建設副産物関係に関する特記仕様書」のとおり
VIII 工 事 支 障 物 件 等	1. 占有支障物件あり (☐ 電気、 ☐ 電話、 ☐ 水道、 ☐ 下水道、 ☐ ガス) ・ 内 容 : ・ 移設、撤去、防護方法等 : ・ 時 期 :
	2. 占有物件重複施工あり ・ 内 容 :
	③. その他 ・ 架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を着手前に行い、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告すること。 ※土木工事では、架空線の防護カバーは諸経費に含まれるため設計変更の対象となりません。 ・ パイプライン、ガス導管、配水管、電話、電気等の地下埋設の有無については、必ず関係機関に確認すること。 ・ 移設を予定していない占有物件が支障となった場合は、監督員と協議すること。
IX 排 水 工 (濁 水 処 理 含 む)	1. 濁水、湧水処理の特別な対策あり ・ 内 容 :
X 薬 液 注 入 関 係	1. 薬液注入工法あり ・ 別紙条件明示による。
XI そ の 他	1. 現場発生材あり ・ 品 名 : ・ 納 入 場 所 :
	2. 支給品および貸与品あり ・ 品 名 : ・ 引 渡 し 場 所 :
	3. 品質証明の対象工事である。 ・ 標準仕様書第1編(章)1-1-1-24による。
	④. その他 ・ 着手届には、着手前写真、主任(監理)技術者の資格者証、工程表、下請負人指導責任者配置届(下請を使用する場合)を添付すること。 ・ 工事着手前に工事の概要、工程等を関係者に周知を図ること。 ・ 工事中、沿線住民から苦情または意見等があった場合は丁寧に対応し、ただちに監督員に報告すること。 ・ 設計変更が生じる場合は、理由・経緯等を整理し監督員と協議すること。 ・ 完成書類は電子データをCD又はDVDに納め提出すること。(詳細は契約後に監督員と協議すること。) (魚沼市HP「工事書類の簡素化に伴う工事書類の一部電子化について」 https://www.city.uonuma.lg.jp/page/1020597.html)

9.安全・訓練等の実施に関する特記仕様書

1. 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、現場に即した安全・訓練等を実施するものとする。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも可とする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成(工事請負額が500万円未満の工事は、施工計画書の作成を省略できるものとする。)

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ・写真等又は工事報告(工事月報)に記録した資料を整備及び保管する。

また、監督員から請求があった場合は保管している資料を直ちに提示するものとする。

4. 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合、速やかに「事故速報」を監督員に提出するものとする。

速報後は、事実確認を進めるとともに、「事故発生報告書」を監督員に提出するものとする。なお、当該事故の原因に即した具体的な再発防止策を記載した「事故防止対策書」のほか、必要な書類を添付するものとする。

10.建設業退職金共済制度に関する特記仕様書

魚沼市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福利厚生増進を図り建設産業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について、適切な対応を図れるよう下記について実施すること。

1. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入するよう努め、掛金収納書を工事請負契約締結後原則1か月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に提出すること。なお、自社の在庫を使用する場合にあつては、在庫状況が確認できる受払簿等の写しを提出すること。
2. 受注者は、工事現場又は現場事務所の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)の掲示を行うこと。
3. 掛金充当実績総括表を作成し、制度の履行状況を適切に整理すること。
4. 受注者(下請契約を締結したときは、下請負業者を含む。)が、退職金支給制度(中小企業退職金共済等の加入を含む。)を有し、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出すること。
5. 下請負業者への加入促進と、制度の普及について配慮すること。

16.その他 工事独自の特記仕様書

1. 総則

本仕様書は、魚沼市（以下「発注者」という。）が発注する「令 8 現単防工第 12 号 J アラートアンテナ設備設置工事」（以下「本工事」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 目的

本工事は、消防庁の指導に基づき、現在他のシステムと共用している衛星アンテナから分離し、J アラート専用の衛星アンテナ（融雪仕様）を設置することで、有事の際の緊急情報伝達体制の独立性と安定性を確保することを目的とする。

3. 設置場所

新潟県魚沼市小出島 910 番地 魚沼市役所 本庁舎内
（※詳細な設置場所については、発注者の指示による。）

4. 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで
（※本工事は、実働日数が 7 日に満たないため、週休二日取得工事の対象外とする。）

5. 業務概要

（1）衛星アンテナの調達及び設置（別紙 機器の概要のとおり）

J アラート受信機専用の衛星アンテナ一式を調達し、設置すること。耐雪・融雪仕様とし、本市の気象条件（豪雪・寒冷地）を考慮し、積雪荷重計算および強風対策を施した強固な架台及び固定方法とすること。配線は、凍結や降雪荷重による断線を防ぐための保護対策（耐寒・防雪配管等）を施すこと。

（2）配線工事及び接続

アンテナから庁舎内既設 J アラート受信機までの同軸ケーブル敷設工事を行うこと。既存システム（他システム）への影響がないよう、適切に切替・分離を行うこと。

（3）動作試験及び調整

設置完了後、電波強度を確認し、安定した受信ができるよう微調整を行うこと。試験受信を実施し、正常に稼働することを確認すること。

（4）施工計画書の提出

着工前に施工計画書（図面、機器仕様書、積雪対策、安全対策含む）を提出し、発注者の承認を得ること。

6. 契約の範囲

本工事の範囲は、機器の調達、搬入、設置、設定、調整、試験、既設機器の撤去・適正処分、完成図書の作成及び検収に至る一切の業務とする。なお、本機器引渡しまでに必要な費用（交通費、人件費、運搬費、処分費等）はすべて契約金額に含めるものとする。

Jアラート受信機との接続確認およびシステムとの連携試験を滞りなく遂行し、Jアラート受信機が適正に動作するまでの技術的サポートおよび保守体制を確保すること。

7. 安全管理及び守秘義務

作業にあたっては、庁舎内及び機器周辺の安全を確保し、第三者に被害を与えないよう万全を期すこと。

受注者は、本工事の遂行において知り得た機密情報（ネットワーク構成、防災システムの詳細等）を、第三者に漏洩してはならない。

8. 完成図書の提出

受注者は、工事完了後、以下の書類を速やかに発注者へ提出するものとする。

完成図書（システム構成図、工事写真、作業報告書等）：1部

取扱説明書・運用マニュアル：1部

試験成績書（連携試験記録含む）：1部

9. 保守・運用支援

保守体制については、機器設置後1年間は、故障や不具合発生時に迅速な保守対応（駆けつけ対応を含む）が無償で可能であること。

障害発生時に平日日中帯での対応可能な窓口を明示すること。

10. 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

別紙 機器の概要

1-C S アンテナ

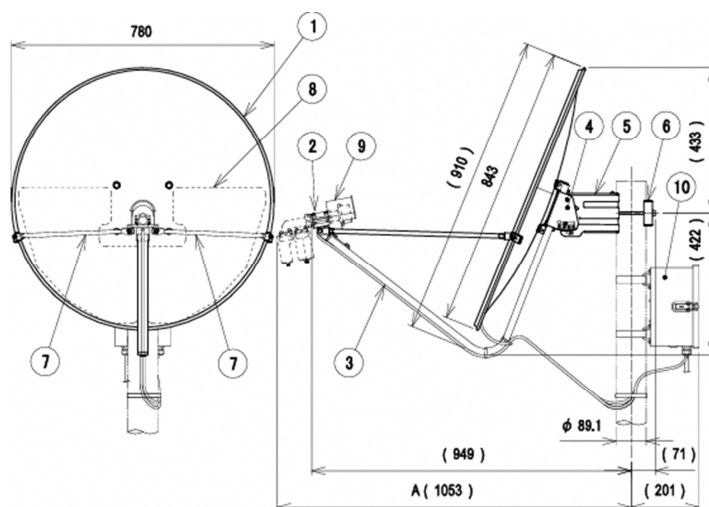
- ① 機器構成
- 製造元 日本アンテナ株式会社
- 品名 融雪C S アンテナ
- 型番 7 5 C S S K 2 H

② 機器性能表

項目	性能
アンテナ有効開口径〔mΦ〕	0.75
アンテナ形式	オフセット型
受信周波数〔GHz〕	12.20～12.75
受信偏波	直線偏波（水平または垂直偏波）
アンテナ利得〔dBi〕	38.3 標準
性能指数(G/T)〔dB/K〕	—
指向性	主偏波特性:JEITA CPR-5104C 指向性カーブ A´に適合 交差偏波特性:JEITA CPR-5104C 交差偏波特性カーブ B´に適合
コンバーター局部発振周波数〔GHz〕	—
局部発振周波数安定度〔MHz〕	—
出力周波数〔MHz〕	—
コンバーター総合利得〔dB〕	—
雑音指数〔dB〕	—
局部発振位相雑音〔dBc/Hz〕	—
出力構造	—
電源電圧〔V〕	—
消費電力〔W〕	—
方向調整範囲〔°〕	方位角 360 仰角 28～62(マスト中間取付時 28～55)
耐風速	20m/s 以下 受信可能(利得低下 1dB 以下) 40m/s 以下 再調整復元可能 60m/s 以下 非破壊
受風面積〔m ² 〕	0.52
風圧荷重〔N〕	風速 40m/s 728 (74kgf) 風速 60m/s 1638 (167kgf)
適合マスト径〔mm〕	φ 48.6～φ 89.1

使用温度範囲〔℃〕	—
質量〔kg〕	8.7
使用可能コンバータユニット	FC-AT9, FC-AKJ9, FC-ASJ5, FC-ASJ5(J), FOC-AT9, FOC-AE, Foc-ASJ5
○電源部（本器では電源 1 台使用します）	
1 次電圧〔V〕	AC100 50/60Hz
2 次電圧〔V〕	AC29～31.5
2 次電流〔A〕	8 以下
外観寸法（L×W×H）〔mm〕	144×166×245（突起物含まず）
質量〔kg〕	6.0
○ヒーター部	
融雪作動温度範囲〔℃〕	8 以下
電力〔W〕	アーム及び給電部：22.4 標準 反射鏡部：170 標準
融雪ヒーター使用条件（能力）	風速：10m/s 以下 降雪量：8cm/h 以下

③ 外観図



	ねじ・ボルト・ナット類		ステンレス		
10	電源供給器(PS-800)	1	—	—	
9	コンバータカバー(ヒーター付)	1	アルミ	塗装・黒色	裏面
8	反射鏡ヒーター	2	—	—	裏面
7	ステー	2	ステンレス	—	
6	マスト受金具	1	鋼	溶融亜鉛めっき	
5	マスト取付金具	1	鋼	溶融亜鉛めっき	
4	仰角金具	1	鋼	溶融亜鉛めっき	
3	コンバーターアーム(ヒーター付)	1	アルミ	塗装・白色	内蔵
2	コンバーター取付台	1	アルミ	塗装・灰色	
1	反射鏡	1	ステンレス	塗装・白色	

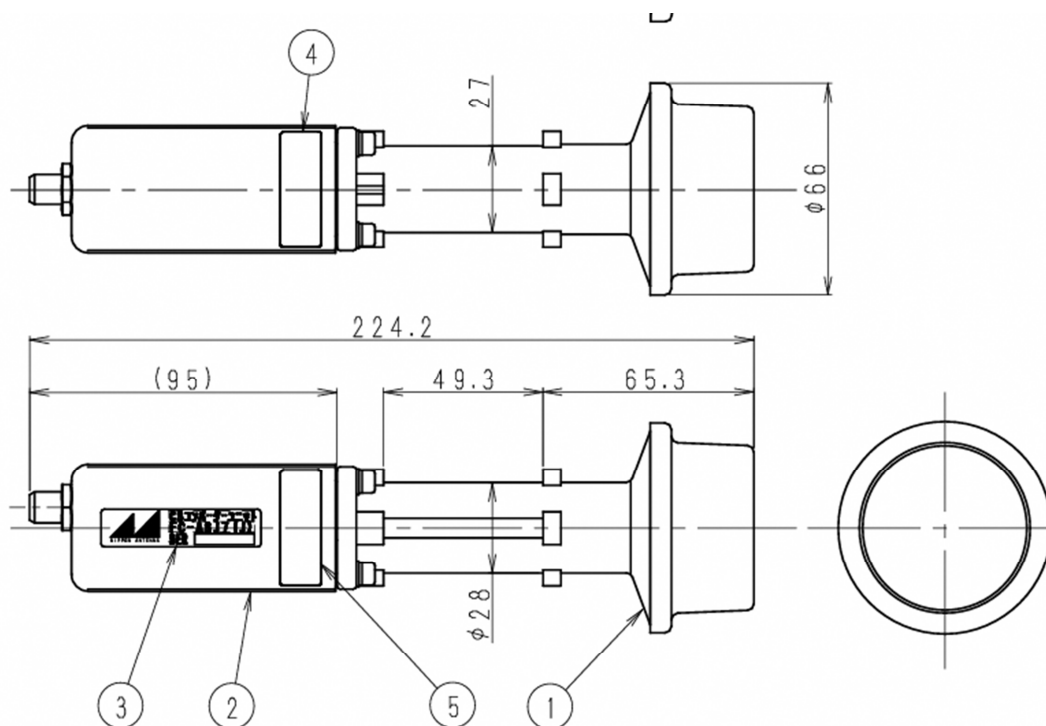
2-C S アンテナ用コンバータユニット

- ① 機器構成 製造元 日本アンテナ株式会社
 品名 C S アンテナ用コンバータユニット
 型番 F C - A S J 7 (J)

② 機器性能表

項目	MIN	TYP	MAX	備考
形式	オフセット			
受信偏波	直線偏波(水平または垂直)			
受信周波数〔GHz〕	12.25	～	12.75	
出力周波数〔MHz〕	950	～	1450	
雑音指数〔dB〕	—	0.8	1.0	
利得〔dB〕	52	57	—	
受信帯域内利得偏差〔dB〕	—	—	5p-p	950～1450MHz
出力 VSWR	—	—	2.5	
局部発振周波数〔GHz〕	—	11.3	—	
局部発振周波数漂動〔ppm〕	-50	～	+50	±565kHz
局部発振出力漏洩〔dBm〕	—	—	-60	入力端において
局部発振位相雑音〔dBc/Hz〕	—	-70	—	1kHz OFFSET
	—	-75	—	10kHz OFFSET
イメージ抑圧比〔dB〕	40	—	—	
相互変調抑圧比〔dB〕	58	—	—	-75dBm 2 波
使用温度範囲〔℃〕	-40	～	+60	
仕様湿度範囲〔%RH〕	20	～	95	
電源電圧〔V〕	DC+10	～	DC+24	
消費電流〔mA〕	—	—	170	
出力構造	F 型コネクタ(FEMALE)			C15 形相当
質量〔kg〕	0.38			

③ 外観図



質量：0.38kg

5	銘板（水平偏波）	1	合成樹脂		
4	銘板（垂直偏波）	1	合成樹脂		
3	FC-ASJ7（J）ラベル	1	合成樹脂		
2	CSコンバーター	1	アルミ	塗装	局発11.3
1	フィードホーン	1	アルミ・合成樹脂	塗装	